

議第14号

令和3年度京都市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 令和3年度京都市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間流入下水量		341,488,000 ^{m³}	
1日平均流入下水量		936,000	
主要な建設改良事業		千円	
公共下水道整備事業		18,300,000	
下水道管路の改築更新・地震対策		5,334,000	老朽管の改築更新及び重要な管路の耐震化等
下水処理施設の改築更新・地震対策		7,149,000	水環境保全センター施設の改築更新及び地震対策
浸水対策		4,735,000	雨水幹線等の整備
水環境対策		1,082,000	合流式下水道の改善等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 公共下水道事業収益	49,974,000千円
第1項 事業収益	42,111,391千円
第2項 事業外収益	7,862,609千円

支 出

第1款 公共下水道事業費用	46,316,000千円
第1項 事業費用	41,428,803千円

第2項 事業外費用 4,887,197千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額23,769,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,233,000千円、損益勘定留保資金等22,536,000千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 公共下水道事業資本的収入	21,219,600千円
第1項 企業債	16,390,000千円
第2項 国庫補助金	4,505,802千円
第3項 工事負担金	298,091千円
第4項 分担金	750千円
第5項 基金収入	3,609千円
第6項 その他資本的収入	21,348千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的収入	26,400千円
第1項 貸付金回収金	26,400千円
合 計	21,246,000千円

支 出

第1款 公共下水道事業資本的支出	44,988,600千円
第1項 建設改良費	19,383,168千円
第2項 企業債償還金	24,670,579千円
第3項 投資	118,353千円
第4項 その他資本的支出	816,500千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的支出	26,400千円
第1項 貸付金	26,400千円
合 計	45,015,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道整備事業	令和3年度から令和5年度まで	千円 7,000,000
下水汚泥固形燃料化事業	令和3年度から令和22年度まで	222,000
諸 施 設 整 備	令和3年度及び令和4年度	230,000
諸 施 設 修 繕	令和3年度及び令和4年度	100,000
施設運転管理等業務	令和3年度から令和6年度まで	5,351,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道建設改良費	千円 12,046,000	証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)又 は消費貸 借の方法に よる。	% 8.0以内 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついては、 利率の見 直しを後 行つた後 において は、当該 見直し後 の利率	起債の日から据 置期間を含め40 年以内に、元金 均等その他の方 法により償還す る。ただし、財 政の都合その他 によっては、繰 上償還をすること ができる。
流域下水道建設分担金	233,000			
計	12,279,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における事業費用及び事業外費用の間の流用

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和3年2月17日提出

京都市長 門川大作